

# 1 一般財団法人福岡県学校安全振興会 加入ならびに請求の手続き

加入を希望する学校等（以下「PTA等」といいます。）は、団体契約となるため、一般財団法人福岡県学校安全振興会（以下「この法人」といいます。）の趣旨、目的、事業内容等が記載された『「共済事業」概要案内』（3月1日発行）を生徒・保護者等に配付の上、加入の取りまとめをお願いします。

## 【 提出していただく書類等についてのお願い 】

「各様式」・・・下記①～③方法にて取得分をご使用ください。個人で複製等されたもの、裏紙での提出は受付できません。

①様式の増刷り      ②CD-Rから印刷      ③ホームページからダウンロード

「添付書類」・・・この法人が求めている書類以外必要ありません。不要な書類はお返しします。なお、奥書証明は不要です。

「記入者名」・・・各様式にある記入者名欄へのご協力をお願いします。また、提出する全ての書類はお手元に写しを保管してください。内容確認のため、この法人からご連絡する場合があります。

「提出方法」・・・書類は定形郵便で送付いただいで構いません。（三つ折り可）なお、書類は信書になります。メール便等は使用できません。郵便又は持参にてお願いします。ホチキス・クリップ留め不要です。請求が複数件あっても重ねて提出してください。

- 1 共済契約者      ・PTA等の長（団体契約です。）
- 2 加入対象者      ・「(独)日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）」に加入している生徒等
- 3 被共済者（共済金支払対象者）
  - ・センター及びこの法人に加入している生徒等
  - ・この法人に加入している生徒等の保護者又は当該生徒等の保護者であった者
  - ・上記以外の教職員等、PTA役員等及びPTA雇員等
- 4 加入手続き      ・加入の申込みは、PTA等において対象生徒等全員加入が基本  
※ただし、やむを得ない事情により加入しない者はのぞきます。（(2) ②参照）

(1) 「加入契約申込書（様式 1-1）」

翌年度事業開始前（3月末）までに提出

この時点の加入者数は概数で構いません。

※事業年度開始（4月1日）以降に加入を希望する場合、速やかにこの法人に連絡してください。提出書類確認後この法人が審査の上、加入を認めた翌日からの共済期間となります。

(2) 「加入者数等報告書（様式 1-2）」

① 5月末（必着）までに提出

学校基本調査5月1日付在籍者数及び共済金等振込口座を記入してください。振込口座は原則としてPTA等の長又は学校長又は事務長名義とします。

② ①と共に加入者名簿（生徒名簿等）を添付

加入しない生徒等がいる場合、名簿該当欄に「未加入」と朱書きで明記してください。

③ 会費は、①と同時に納入

会費額、納入口座は年度当初の配付文書にてお知らせしています。お手数ですが、振込手数料はPTA等の負担にてお願いします。

(3) 共済期間

4月1日から3月31日までの1年間

※新入生及び最上学年生においてはこの法人の規程に準じます。年度途中加入は、以下(4)○「加入（様式9）」をご覧ください。

(4) 「生徒異動届（様式9、様式9-2）」

○「加入（様式9）」

転入や復学、後期入学等の生徒等がいる場合、年度の途中で加入できます。

（様式9）と同時に加入月に応じた金額を年度当初と同じ口座へ納入してください。

※届や会費納入が遅れる場合、事前にご連絡ください。連絡なしの場合、補償が出来なくなりますのでご注意ください。

※後期入学制度のある学校は、中途加入者名簿（生徒名簿等）を添付してください。その際（様式9）に個別明記は不要です。

○「脱退（様式9-2）」

退学や転学等の生徒等がいる場合、共済規程の範囲内で共済掛金を返還請求できます。

（様式9-2）を提出してください。ただし、会費額や未経過月数によっては返還出来ない場合があります。（様式9-2）にてご確認ください。返還請求金がない場合、提出は必要ありません。

※生徒等が死亡した場合、「供花料」（様式6）手続きも一緒に行ってください。

○「加入間異動（様式9、様式9-2）」

この法人の加入学校間を異動する生徒がいる場合、転出校（様式9-2）及び転入校（様式9）どちらも届を提出してください。

※加入間（学校等）であるか不明の場合は、巻末P65にある「加入団体一覧」でご確認いただくか、この法人までお問合せください。

## 5 請求手続き

※以下「災害」は、センターと同様に「負傷・疾病・障害又は死亡等」のことをいいます。

### 【生徒等】 共済金

#### 〈 請 求 別 必 要 書 類 〉

##### (1) 「死亡共済金請求書（様式 3）」・・・①～④必須。⑤任意。

- ① 「災害報告書」（センターへ提出した写し）
- ② 「死亡報告書」（センターへ提出した写し）
- ③ 「死亡見舞金の支給決定について（通知）」（センターが発行した教育委員会教育長あての写し）
- ④ 「供花料請求書」（様式 6）・・・重複請求可能
- ⑤ 「生徒等異動届」（様式 9-2）・・・返還請求金が発生する場合

##### (2) 「後遺障害共済金請求書（様式 4）」・・・①～③必須。

- ① 「災害報告書」（センターへ提出した写し）
- ② 「障害報告書」（センターへ提出した写し）
- ③ 「障害見舞金の支給決定について（通知）」（センターが発行した教育委員会教育長あての写し）

##### (3) 「治療共済金請求書（様式 5）」・・・①必須。

- ① 「医療費支払通知書」（センターが発行した写し）  
（以下 ★「治療共済金（様式 5）」の記入方法★ 参照）

##### (4) 「供花料請求書（様式 6）」・・・①②任意。

- ① 「会葬のお礼状」等
- ② 「生徒等異動届（様式 9-2）」・・・返還請求金が発生する場合

#### 〈 注 意 事 項 〉

##### (1) 請求権

加入が認められた以降の災害について適用されます。加入前（義務制小・中学時代に発生した災害）については適用されません。

##### (2) 各請求書に応じた請求別必要書類（写し）添付

センターが発行した「(医療費・死亡・障害見舞金)支払通知書」の写し等を添付してください。

- ① 写し書類が複数ある場合、両面コピーまたはA4片面2枚まで割付け（ページ集約）を認めます。
- ② 請求対象外生徒の情報部分を黒塗り等で消込みされても構いませんが、原本の写しだと分からない、又は日付や文書No.等が確認出来ない加工をしないでください。この場合、写しとは認めません。

### (3) 内容相違

氏名の漢字違いや苗字変更等が発生している場合、この法人へご連絡ください。別途書類をお渡しします。

### (4) 時効

請求権が発生し、**3年を経過**すると請求が出来なくなります。詳細はこの法人にお問合せください。

## ★「治療共済金請求書」（様式5）の記入方法★

### ア 請求年度の学年組を記入

請求する生徒の現学年組を記入してください。退学者の場合、余白にその旨を記入してください。

### イ「初回・継続別」を選択

「初回」・・・（一災害1回。この法人へ初めて請求する。）**累計50,000円以上**

「医療費支払通知書」にある初回・継続別欄の「初回」を含みかつ医療費の累計金額が5万円以上で請求できます。（欄にある「初回」と「継続」の合算可能です。）

「継続」・・・（「初回」請求以降。一災害何度でも可。）**累計3,000円以上**

「初回」請求後も治療が続いている場合、医療費の累計金額が3千円以上で請求できます。

### ウ「災害発生年月日」を記入

同一人物であっても**災害発生年月日が異なる場合、合算して請求は出来ません。**

災害発生年月日ごとに、請求書を作成してください。

### エ「請求額」欄①または②を選択

災害発生年月日で支給率が違います。

例) 継続治療が続き「センター」からの医療費が累計3,500円となった場合

欄① (R2.3.31以前) 支給率 20%  $3,500 \text{円} \times 0.20 = 700 \text{円}$  (100円未満切捨)  
請求 700円

欄② (R2.4.1以降) 支給率 18%  $3,500 \text{円} \times 0.18 = 630 \text{円}$  (100円未満切捨)  
請求 600円

治療が続いていれば原則最長10年支給します。従って卒業後もセンターの支払が完了するまで共済金を支給します。

## 【保護者等】 共済金

### 〈 請 求 別 必 要 書 類 〉

- (1) 「死亡・後遺障害共済金請求書（様式7）」・・・①②は必須。③は任意。
  - ① 「死亡・後遺障害診断書」等（死亡・後遺障害が証明できる医療機関等の書類の写し）
  - ② 「PTA等活動案内文書」（所属するPTA等の長が招集した案内文書の写し）
  - ③ 「PTA等年間行事計画表」
  
- (2) 「入院・通院共済金請求書（様式8）」・・・①②は必須。③は任意。
  - ① 「入院・通院日数証明書類」等（医療機関が発行した領収書等の写し）
  - ② 「PTA等活動案内文書」（所属するPTA等の長が招集した案内文書の写し）
  - ③ 「PTA等年間行事計画表」

### 〈 注 意 事 項 〉

#### (1) 請求書（様式7及び8）

請求書は兼用となっています。該当する各請求に○をして提出してください。

#### (2) 時 効

請求権が発生し、3年を経過すると請求ができなくなります。詳細はこの法人にお問合せしてください。

## 6 共済金等支払 ・ 毎月15日締切り 審査完了分当月末振込

#### (1) 「支給決定通知書」送付

内容を審査後、支給額を決定しPTA等（学校）へ郵送します。

#### (2) 「請求共済金等支払済報告書（様式10）」提出

共済金受取人へ支払い完了後、（様式10）の提出をお願いします。また、やむを得ない事情で支払いが完了していない対象者がいる場合（3ヶ月以上）この法人へ状況の報告をお願いします。

なお、巻末P58から「よくいただく質問事項」Q&Aを掲載しています。  
併せてご一読願います。